

●香川県警察本部告示第1号

香川県少年警察補導員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月6日

香川県警察本部長 山田尚義

香川県少年警察補導員規程の一部を改正する規程

香川県少年警察補導員規程（平成12年香川県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 少年警察補導員（第1条—第14条）	第1章 少年警察補導員（第1条—第13条）
第2章 少年警察補導員連絡協議会（第15条—第18条）	第2章 少年警察補導員連絡協議会（第14条—第17条）
附則	附則
（委嘱）	（委嘱）
第2条 略	第2条 少年警察補導員は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が委嘱する。
（1）～（5） 略	（1）～（5） 略
（6） <u>75歳未満であること。</u>	
2～5 略	2～5 略
（任期）	（任期）
第3条 少年警察補導員の任期は、2年とする。ただし、少年警察補導員が <u>欠けた場合における補欠の少年警察補導員の任期は、前任者の残任期間と する。</u>	第3条 少年警察補導員の任期は、2年とする。ただし、 <u>再任を妨げない。</u>
2 少年警察補導員は、再任されることがある。	
（解嘱）	（解嘱）
第13条 略	第13条 警察本部長は、少年警察補導員が次の各号のいずれかに該当する ときは、これを解嘱することができる。
（1） 第2条第1項各号（第6号を除く。）の要件を満たさなくなったと 認められるとき。	（1） 第2条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
（2）・（3） 略	（2） 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。 （3） 少年警察補導員たるにふさわしくない非行のあったとき。

(称号の授与)

第14条 警察本部長は、少年警察補導員のうち次に掲げる者に対し、その任期の満了時に栄誉少年警察補導員の称号を授与し、表彰することができる。

- (1) 少年警察補導員として10年以上活動し、かつ、その間に多大な功労があった75歳以上の者
- (2) 前号に掲げる者に相当すると認められる者

2 警察署長は、その管轄区域内の地域を活動区域とする少年警察補導員のうちから、栄誉少年警察補導員の称号を授与されるにふさわしいと認められる者を警察本部長に推薦するものとする。

(地区協議会の設置)

第15条 略

(地区協議会の役員)

第16条 略

2～4 略

5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、会長又は副会長が欠けた場合における補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会長及び副会長は、再任されることができる。

(地区協議会の事業)

第17条 略

(県協議会)

第18条 略

2 第16条の規定は県協議会の役員について、前条の規定は県協議会の事業について、それぞれ準用する。

(地区協議会の設置)

第14条 少年警察補導員は、警察署の管轄区域ごとに、地区少年警察補導員連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を組織するものとする。

(地区協議会の役員)

第15条 略

2～4 略

5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(地区協議会の事業)

第16条 略

(県協議会)

第17条 地区協議会は、相互の連絡及び意見交換を行うため、香川県少年警察補導員連絡協議会（以下「県協議会」という。）を組織するものとする。

2 第15条の規定は県協議会の役員について、前条の規定は県協議会の事業について、それぞれ準用する。

別記様式第1号（第9条関係）

(表)

第 号		少 年 警 察 补 導 員 の 証	
← 20 ミリメートル →		活動区域 警察署の管轄区域	
(写真) ← 25 ミリメートル ↓		氏 名 (年 月 日 生)	
		有効期限 年 月 日	
<p>上記の者は、香川県少年警察補導員規程第5条に規定する活動を行う少年警察補導員であることを証明する。</p> <p>発行日 年 月 日</p> <p>香川県警察本部長 印</p>			

(裏)

香川県少年警察補導員規程（抜粋）	
(活動内容)	
第5条 少年警察補導員は、次に掲げる活動を行うものとする。	
(1) 飲酒又は喫煙をしている少年、家出した少年その他補導を要すると認められる少年について、その少年の健全な育成に資するため、必要な指導及び助言を行い、又は当該少年の保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。次号において同じ。）に対し、必要な連絡を行う活動	
(2) 少年の健全な育成に係る事項に関し、少年又は少年の保護者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な助言その他の援助を行う活動	
(3) 図書等の販売業者しくは貸付業、興行場営業、屋外広告業、風俗営業その他の営業を営む者又はその従業者その他の関係者に対し、少年の非行を誘発する行為その他少年の健全な育成に有害な影響を及ぼすおそれのある行為をしないよう協力を要請する活動	
(4) 少年の健全な育成に有害な影響を及ぼす有害環境の浄化に関する活動に協力し、又はその活動を援助する活動	
(5) 少年の非行防止のための地域住民に対する広報及び啓発をする活動又はその活動に協力し、若しくはその活動を援助する活動	

別記様式第1号（第9条関係）

(表)

第 号		少 年 警 察 补 導 員 の 証	
← 20 ミリメートル →		住所	
(写真) ← 25 ミリメートル ↓		氏名 (年 月 日 生)	
<p>発行日 年 月 日</p> <p>香川県警察本部長 印</p>			

(裏)

再 任 年 月 日	香川県警察本部長 確 認 印	注 意 事 項
年 月 日		1 指導等の活動に従事するときは、必ず携帯し、関係者から請求があったときは、提示してください。
年 月 日		2 この証明書を紛失したときは、速やかに届け出してください。
年 月 日		3 この証明書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

附 則

この規程は、平成19年3月6日から施行する。ただし、別記様式第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。